（農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第六条　農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則（平成十四年農林水産省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（事業計画の承認の申請）	（事業計画の承認の申請）
第二条　（略）	**第二条**　（略）
2　投資育成会社が前項の規定により提出する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	2　投資育成会社が前項の規定により提出する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一～五　（略）	一～五　（略）
六　当該投資育成会社の役員（設立中の株式会社であるときは、発起人及び役員となるべき者をいう。第八号及び第九号において「役員等」という。）の氏名、役職、任期及び経歴を記載した書類	六　当該投資育成会社の役員（設立中の株式会社であるときは、発起人及び役員となるべき者をいう。第八号において「役員等」という。）の氏名、役職、任期及び経歴を記載した書類
七　（略）	七　（略）
八　当該投資育成会社の役員等が、精神の機能の障害により農業法人投資育成事業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを誓約する書面	（新設）
九　当該投資育成会社の役員等が次のいずれにも該当しないことを証する書類	八　当該投資育成会社の役員等が次のいずれにも該当しないことを証する書類
（削る）	イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
イ　（略）	ロ　（略）
ロ　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。次項第九号ロにおいて同じ。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者	ハ　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。次項第八号ハにおいて同じ。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
ハ～ホ　（略）	ニ～ヘ　（略）
十　（略）	九　（略）
十一　次のいずれかに該当する農業法人に対して、農業法人投資育成事業を行わないことを当該投資育成会社の代表者が誓約する書面	十　次のいずれかに該当する農業法人に対して、農業法人投資育成事業を行わないことを当該投資育成会社の代表者が誓約する書面
イ　その役員（設立中の農事組合法人及び株式会社にあっては、発起人及び役員となるべき者をいい、設立中の持分会社にあっては、その社員になろうとする者をいう。次項第十一号イにおいて同じ。）のうちに、暴力団員等に該当する者があるもの	イ　その役員（設立中の農事組合法人及び株式会社にあっては、発起人及び役員となるべき者をいい、設立中の持分会社にあっては、その社員になろうとする者をいう。次項第十一号イにおいて同じ。）のうちに、暴力団員等に該当する者があるもの
ロ　（略）	ロ　（略）
十二　（略）	十一　（略）
3　投資育成組合が第一項の規定により提出する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	3　投資育成組合が第一項の規定により提出する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一～七　（略）	一～七　（略）
八　当該投資育成組合の無限責任組合員が次のいずれにも該当しないことを誓約する書面	（新設）
イ　精神の機能の障害により農業法人投資育成事業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	
ロ　法人でその役員のうちにイに該当する者があるもの	